

『勤方覚書』解説

笠井 今日子

「勤方覚書」は、播磨国宍粟郡内の幕府領における山稼ぎや川猟を管理した、「山方御役所」（以下、山方役所）の業務内容を記した古文書である。山方役所を管轄する代官等の交替に際して作成された文書であり、現在、作成年代の異なる類似の史料が三点確認できる。

一点は、郷土史家の宇野正磯氏が翻刻し、全文を紹介した、安政六年（一八五九）の「勤方覚書」である。^①従来、江戸時代における宍粟郡の鉄山支配を表す基本的な史料として評価され、度々取り上げられてきた。宇野氏が採集した当時は、山崎町今宿（現宍粟市）に所在した山崎営林署が所蔵していたようだが、組織再編や事務所改築の影響か、現在は実物を確認することができない。

残り二点は、兵庫県立歴史博物館が所蔵する、文政元年（一八一八）と嘉永二年（一八四九）の

「勤方覚書」である。^②購入による収集のため来歴は不明だが、実物が残る貴重な史料である。兵庫県立歴史博物館が平成一六年（二〇〇四）に開催した企画展「播磨北部の生業と武士」に出品され、文政元年「勤方覚書」の一部の釈文が『企画展資料集』に掲載されているが、全文が紹介されたことはない。^③これらの史料は、同館が令和二年（二〇二〇）八月一日から一〇月六日にかけて開催した、歴史工房「播磨のたたら製鉄史料」で再び展示された。この展示を観覧した、ひょうご歴史研究室たたら製鉄研究班の土佐雅彦客員研究員は、宇野氏が翻刻した「勤方覚書」と同系統の史料が現存することの重要性を指摘した。

前述の通り、安政六年「勤方覚書」は実物の所在が不明であるため、宇野氏の翻刻によってのみ内容が伝わっている。その内容を、現存する二つの「勤方覚書」によって校合することで、安政六

年「勤方覚書」を再評価することができる。また、活字にすることで失われる情報、史料の形態や筆致などが確認できると共に、本文に記された文書作成の趣旨通り、「勤方覚書」が繰り返し作成され、保管されていたことも確実になった。

三点の「勤方覚書」が個別に有する情報としては、文書作成当時に稼行していた鉄山とその請負人、請負期間等が注目される。宍粟郡におけるたたら製鉄の、特に史料が少ない時期の実態が垣間見られる点で貴重な記述といえる。

加えて「勤方覚書」に、山方役所の古文書「鉄山一件」の内容に関わる記述が見られる点も興味深い。「鉄山一件」は、山方役人による鉄山管理に関する留書で、大槻守客員研究員を中心に解説し、翻刻を『「ひょうご歴史研究室紀要」別冊 近世播磨のたたら製鉄史料集』に掲載した。従来、山方役所に関する基礎史料として評価されてきた「勤方覚書」であるが、当研究室の活動により、播磨のたたら製鉄史料の分析が進んだことで、改めて精読する好機を得たといえる。

本稿では、兵庫県立歴史博物館所蔵「勤方覚書」

二点の全文を翻刻し、紹介する。翻刻は土佐雅彦が行い、大槻守と笠井今日子が校閲した。解説の執筆は笠井が担当した。翻刻史料の概要と条文ごとの内容をまとめ、「鉄山稼」や「鉄砂流山稼」に関する記述を取り上げて、本史料から読み取れる鉄山支配の概略を述べる。史料の活用と将来の研究に資すれば幸いである。

一、翻刻史料の概要

史料の形態はいずれも豎冊で、表紙に表題が記載されている。「勤方覚書」は本文冒頭に記された題名で、両史料に共通する（扉口絵ⁱⁱ参照）。文末には署名捺印があり、原本であることが分かる。

文書作成の趣旨は、第一条よりうかがえる。山方役所の業務が先例に従って行われてきたことが述べられ、「此度御支配替ニ付山方御役所勤方仕来之趣、左之通以一ツ書奉伺候、以来之義ハ御下知可被下候^{iv}」という文言で締められている。すなわち、支配替に際して、山方役所の業務に関する

先例を箇条書で示し、新たな支配者に今後の取扱
いについて下知を請うために作成した文書が「勤
方覚書」であった。本史料には、山方役所に勤め
る山方役人が作成した本文の後に、異筆で奥書が
添えられている。奥書には、山方役所の勤方に関
する指図と承認の旨が記され、日付と新支配者の
署名捺印がある。山方役所にとっては、この奥書
が重要だった。

上記のような文書作成の趣旨から、「勤方覚書」
は、山方役所を管轄する支配者の交替ごとに作成
されたと推測できる。いつから作成され始めたか
は定かではないが、第一条に契機となりうる事件
の記述が見られる。それは、寛政元年（一七八九）
正月に行われた、勘定所普請役二名による鉄山の
見分である。勘定所の吟味中に高羅鉄山を稼行し
たことが咎められ、現地での取調べに発展したこ
の一件で、鉄山稼の特殊性から下知に先行した操
業の開始が認められてきたことを述べた山方役人
による「御答書」が提出され、先例が承認された。
それ以来、「前々之姿ニ取計」ことが認められて
きたという。つまり、先例を明文化し、上位機関

の承認を得るというプロセスが、この時に初めて
行われたと思われる。その後、書類による手続き
と実際の鉄山の運用を円滑に行うため、支配者の
交替ごとに先例を記した文書を提出し、取扱いの
承認を求めるようになったのではないだろうか。
なお、勘定所普請役による鉄山見分については、
大槻守氏の論考に詳しい⁽⁵⁾。

以上から「勤方覚書」は、山方役所が取扱った
業務の要点と先例が記録された、宍粟郡の鉄山支
配の概要を知る格好の史料といえる。

二、史料の構成

前述の通り、本史料は山方役人が記した本文と
新支配者による奥書で構成される。本文は、文政
元年「勤方覚書」が四三条、嘉永二年「勤方覚書」
が四五条の箇条書になっている。内容の変化は殆
どないが、嘉永二年の史料には、文政十一年（一
八二八）の上知で公収された宍粟郡二ヶ村が、
幕府領に編入されたことによる記述の追加が見ら
れる⁽⁶⁾。

次頁に、「勤方覚書」の内容を、条文ごとにとめた表を示す(表1)。次章より「勤方覚書」の記述に則して、宍粟郡のたたら製鉄業の内容を解説する。以下では、大括弧内に史料作成年の頭文字とアラビア数字を組み合わせて、史料と条文を表す。例えば、文政元年「勤方覚書」の第一条は「文1」と記す。

三、山方役所の組織・職掌・支配

山方役所は、宍粟郡内の運上山における諸稼ぎの管理を担った。具体的には、鉄山稼・鉄砂流山稼・雑木座稼・伊保川(揖保川)筋における川猟稼・三谷村運上山における山内稼の管理と、倉床村富士野番所における分一銭の徴収をあげている。これら諸稼ぎの原初は不明とするが、鉄山稼と雑木座稼については、寛永二年(一六二五)より中絶なく続いていると述べる「文1」。

山方役所は、須賀村東出石に設けられた「御陣屋」を前身とする。延宝七年(一六七九)、池田氏が支配した山崎藩三万石の内、約二万石が幕府

領に編入され、これを管轄するために陣屋が新設されて、代官服部六左衛門が赴任した。当時幕府領になった地域には、宍粟郡北東部、揖保川と引原川流域の製鉄地帯が含まれる。これら地域の「山物御取締り取計方」は山崎藩から引継がれたという。つまり、山方役所の業務内容は、山崎藩領時代の取扱い方を継承したものであった「文1」。須賀代官が廃止された後も、山方の業務を担う組織は現地に残り、陣屋は山方役所と改められた。

山方役所には、山方役人二名が配置され、小針氏と杉尾氏が代々世襲した。彼らの出自は不明だが、「山方御役所詰地役人」と名乗っていることから、代官に任用された土着の者であると思われる。山方役人の職掌は、運上山や鑑札の管理、諸稼ぎの監督、運上の徴収、不法者の取締り等であり、「勤方覚書」に記された業務の殆どを担っていた。山方役所には中間一名が付属しており、役所の掃除、門の開閉、運上銀の催促、御用状の送達に当たった「文38」。また、一四名の山方役所付山守が存在し、運上山内の取締りを行っていた。山守は百姓から選出され、不法行為の通報や山内

表1 「勤方覚書」内容一覧

史料名	文政元年「勤方覚書」	嘉永2年「勤方覚書」
第1条	趣旨	趣旨
第2条	【雑木座稼】入札に関する先例	【雑木座稼】入札に関する先例
第3条	【雑木座稼】落札後の文書事務	【雑木座稼】落札後の文書事務
第4条	【雑木座稼】口留番所における出荷物の管理	【雑木座稼】口留番所における出荷物の管理
第5条	【雑木座稼】文政元年分の雑木座開札処理	【雑木座稼】嘉永2年分の雑木座開札処理
第6条	【雑木座稼】運上銀の徴収事務	【雑木座稼】運上銀の徴収事務
第7条	【鉄山稼】鉄山請負に関する文書事務	【鉄山稼】鉄山請負に関する文書事務
第8条	【鉄山稼】鉄山の請負状況	【鉄山稼】鉄山の請負状況
第9条	【鉄砂流山稼】鉄砂流山の請負状況	【鉄砂流山稼】鉄砂流山の請負状況
第10条	【鉄砂流山稼】稼行期間等の規定	【鉄砂流山稼】皆木村・岩野辺村砂鉄運上の取立
第11条	【川獵稼】伊保川筋における川獵稼の管理	【鉄砂流山稼】岩野辺村砂鉄運上の増額
第12条	【川獵稼】川漁札の交付	【鉄砂流山稼】稼行期間等の規定
第13条	【山内稼】高所村・中村による三谷村運上山内稼の管理	【川獵稼】伊保川筋における川獵稼の管理
第14条	【山内稼】鎌刈柴札の交付	【川獵稼】川漁札の交付
第15条	【川獵稼】【山内稼】川漁札・鎌刈柴札の再交付	【山内稼】高所村・中村による三谷村運上山内稼の管理
第16条	【鉄山稼】【鉄砂流山稼】【川獵稼】【山内稼】運上の徴収時期	【山内稼】鎌刈柴札の交付
第17条	【分一銭】但播往来荷物の分一銭徴収に関する文書事務	【川獵稼】【山内稼】川漁札・鎌刈柴札の再交付
第18条	【分一銭】分一銭上納に関する先例	【川獵稼】【山内稼】運上の徴収時期
第19条	【分一銭】銭相場書の提出	【分一銭】但播往来荷物の分一銭徴収に関する文書事務
第20条	掛屋による運上銀収納の先例	【分一銭】分一銭上納に関する先例
第21条	須賀村用水井堰入用材木・柴等の下げ渡し	【分一銭】銭相場書の提出
第22条	山崎藩領五ヶ所用水井堰材木・柴等の下げ渡し	掛屋による運上銀収納の先例
第23条	銀・銅・鉛山稼の取扱い	須賀村用水井堰入用材木・柴等の下げ渡し
第24条	百姓持林で産出する板・材木・炭薪等の取扱い	山崎藩領五ヶ所用水井堰材木・柴等の下げ渡し
第25条	口留番所管内に所在する私領村の産品に関する取扱い	銀・銅・鉛山稼の取扱い
第26条	不法者の取締り	百姓持林で産出する板・材木・炭薪等の取扱い
第27条	鉄山・鉄砂流場における怪我人・変死者の取扱い	口留番所管内に所在する私領村の産品に関する取扱い
第28条	出役経費の郡中割	不法者の取締り
第29条	山方役所等施設の修復経費の郡中割	鉄山・鉄砂流場における怪我人・変死者の取扱い
第30条	山方役所の用達	出役経費の郡中割
第31条	出石横渡舟の運営経費の負担	山方役所等施設の修復経費の郡中割
第32条	出石横渡舟の由緒	山方役所の用達
第33条	山方役所で使用する文具代銀の支給	出石横渡舟の運営経費の負担
第34条	郡中出張経費の支給	出石横渡舟の由緒
第35条	山方役人等の宗門改に関する先例	山方役所で使用する文具代銀の支給
第36条	口留番所詰下役の場所替に関する先例、口留番所詰下役書上	郡中出張経費の支給
第37条	口留番所詰人数と添番	山方役人等の宗門改に関する先例
第38条	山方役所付中間の業務内容、中間書上	口留番所詰下役の場所替に関する先例、口留番所詰下役書上
第39条	山方役所付山守の業務内容、山守書上	口留番所詰人数と添番、山方役所・口留番所付中間書上
第40条	山方役所詰地役人の退職願	山方役所付山守の業務内容、山守書上
第41条	口留番所詰下役の退職願	山方役所詰地役人の退職願
第42条	山方役所付御用向の支配者	口留番所詰下役の退職願
第43条	鉄山師・用達の袴着用・帯劔御免	山方役所付御用向の支配者
第44条	—	上知に伴う山方一式管轄の変更
第45条	—	鉄山師・用達の袴着用・帯劔御免
奥書	勤方の指図、承認	勤方の指図、承認

の見回りを勤めた「文39」。

山方役所の管内には、山稼ぎの産物や領堺を入りする商品を取締まる、五ヶ所の口留番所が設けられた。宍粟郡の産物は、山崎城下町の東方、山方役所も近い出石の舟着場に集積され、揖保川舟運によって河口の網干へ運ばれた。口留番所が置かれたのは、出石までの陸運の要地であったと思われる。口留番所には、下役が一名ずつ配置された。文政元年、嘉永二年、安政六年の「勤方覚書」を比較すると、下役の名字が一致しており、役目を世襲していたことがうかがえる⁽⁸⁾。「文36」⁽⁸⁾「嘉38」。一人勤務の体制と役目の世襲は、いずれも不正の温床になりうるためか、正徳五年（一七一五）に、五年から一〇年ごとの下役の場所替えが命じられた。しかし、享保八年（一七二三）に行われて以来、実施されることはなかったという。下役の場所替えについては、支配者交替の度に伺いを立てているが、何の沙汰もないと記している⁽⁹⁾。「文36」。輸送量が多く混雑する時期には、東安積村と中ノ村の口留番所に、抜荷防止のための「添番」として中間が置かれた「嘉39」。

山方役所は、宍粟郡の幕府領における運上山稼ぎ等を一元的に管轄した。領地が複数の代官により分割支配される場合は、須賀村を支配する代官が「山方御役所附一式御用向」を指図することになっていた「文42」。

最後に、銀・銅・鉛山稼に関する条文に注目しておきたい「文23」。勘定所の下知を引用した部分に、「須賀村鉄山役人」「鉄山役所」という表現がみられる。当該部分の記述と、山方役人による地の文を対照すると、「鉄山役所」は「山方御役所」と読み替えることができる。勘定所が山方役所を、「鉄山」を司るものと認識していたことがうかがえ、興味深い。

四、鉄山稼と鉄砂流山稼

「勤方覚書」の内、第七条と第八条に鉄山稼の記述が、第九条から第一〇条まで（嘉永二年「勤方覚書」では第一二条まで）に鉄砂流山稼の記述が見られる。

江戸時代、宍粟郡における鉄山稼は、一定の運

番号	区分	村名	山名	請負期間	西暦	年季	運上銀(匁)	請負人居所	請負人	備考
1	鉄山	野尻村	瀧谷山	文化12年～文政2年	1815～1819	5	2,715.0	須賀村	鳩屋八左衛門	
2	鉄山	公文村	樅木山	文化14年～文政元年	1817～1818	2	787.5	山崎町	塗師屋善蔵	
3	鉄山	西河内村	寺谷山	文化13年～文政元年	1816～1818	3	1,265.0	作州吉野郡川西村	宗九郎	
4	鉄砂流山	齋木村					1,285.0	須賀村	鳩屋八左衛門	西谷筋鉄山請負人が請負
5	鉄山	原村	鍵掛山	嘉永元年～嘉永5年	1848～1852	5	3,050.0	播州神東郡八反田村	治郎兵衛	
6	鉄山	公文村	樅木山	嘉永元年～嘉永5年	1848～1852	5	470.0	大坂長堀白髪町	平野屋清左衛門	
7	鉄山	東河内村	高羅山	弘化2年～嘉永2年	1845～1849	5	1,500.0	大坂長堀茂左衛門町	泉屋羽三郎	
8	鉄山	岩野辺村	新尾山	嘉永元年～嘉永3年	1848～1850	3		大坂長堀茂左衛門町	泉屋羽三郎	銃鉄試吹、冥加銀135匁/年
9	鉄砂流山	齋木村		弘化2年～嘉永2年	1845～1849	5	1,303.0	播州神東郡八反田村	治郎兵衛	
10	鉄山	原村	赤西山	安政3年～万延元年	1856～1860	5	3,110.0	播州宍粟郡山崎町	徳久屋平九郎	
11	鉄山	西河内村	天小屋山	安政2年～安政6年	1855～1859	5	1,550.0	大坂長堀茂左衛門町	泉屋羽三郎	
12	鉄山	東河内村	三室山	安政4年～安政6年	1857～1859	3	350.0	大坂長堀茂左衛門町	泉屋羽三郎	
13	鉄山	公文村	樅木鉄山	安政5年～文久2年	1858～1862	5	475.0	播州宍粟郡山崎町	徳久屋平九郎	休山(鉄山付鉄砂出方見込無)
14	鉄砂流山	齋木村		安政6年～文久3年	1859～1863	5		播州宍粟郡山崎町	徳久屋平九郎	運上額吟味中

出典：番号1～4は文政元年「勤方覚書」、番号5～9は嘉永2年「勤方覚書」、番号10～14は安政6年「勤方覚書」。

表2 鉄山・鉄砂流山請負状況

上銀を納めることで請負が認められた、運上山の資源を利用することで成り立っていた。運上山の内、製鉄業に利用できる山は「鉄山」と称された。鉄山は、高殿(たたら)を中心とする製鉄工場を備える鉄の生産拠点であるとともに、燃料として用いる木炭製造のための山林資源であり、鉄の原料である砂鉄(宍粟郡では「鉄砂」という)の産出地でもあった。揖保川・千種川流域において稼

行できる砂鉄の選鉱場の数は、鉄山一ヶ所につき「文7」。齋木村・皆木村・岩野辺村で行われた鉄出され、評議を経て、鉄山稼の許可が下された⁽⁹⁾。六口と制限されていたが「文10」、鉄山内で砂鉄をまかなえない場合は、別に鉄砂流山が設けられ、不足分を補填する措置が認められた「文9」。山方役所は、支配役所と鉄山請負人との間で文書の作成、進達、通知等の業務を行い、現地で鉄山の資源を管理する役目を担っていた。山方役人が調整した書類は、支配役所を介して勘定所へ提出された。

砂流山稼も、鉄山稼と同様の手続きによって許可された。鉄山の請負を許可する権限は勘定所であり、支配役所は山方役所を監督し、山方役所は実務を担うことで、鉄山支配が実行されていた。

また「勤方覚書」には、文書作成当時の鉄山稼と鉄砂流山稼の状況が記録されている。表2は、当該部分の情報をまとめたものである。

これによると、殆どの鉄山・鉄砂流山が五年季または三年季で請負われており、第七条の記述と一致する。例外は岩野辺村新尾山（荒尾山）の請負（番号8）で、「銑鉄試吹」のための臨時の請負という位置付けになっている。そのため、運上銀ではなく冥加銀が課せられており、額も比較的小額である「嘉8」。この「試吹」が成功したかは不明だが、荒尾鉄山跡には、嘉永二年（一八四九）七月に建立された供養碑が現存する。そこには「大願人」として「大坂泉屋」と「曾根紀ノ国屋」という屋号が刻まれている。この石碑により、荒尾鉄山の経営に、大坂泉屋と曾根紀ノ国屋という二家が関わっていたことがうかがえる。山方役所の文書上は、泉屋羽三郎が単独で「試吹」を行っ

ていることになるが、実際の経営は多重構造になっていた可能性がある。比較的豊富な山方役所に関する製鉄史料を基礎としながらも、断片的に残る採集史料などを引き合わせながら、鉄山経営の実態を解明していくことが今後の課題である。

(1)「播州宍粟郡須賀村山方御役所附前々より勤方覚書」(宇野正磯編『近世千草鉄山史料』下く一九七〇年)所収)。

(2)「勤方覚書」は、兵庫県立歴史博物館の購入資料「宍粟郡須賀村・安積村文書」に含まれる。本文書群は、宝暦六年（一七五六）から明治一八年（一八八五）までに作成された一六点の古文書で構成され、内六点が「須賀村陣屋書類」に分類される。「須賀村陣屋書類」には、『ひょうご歴史研究室紀要』別冊「近世播磨のたたら製鉄史料集」(兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室、二〇二〇年)(以下、『紀要別冊』)に翻刻と解題を掲載した「鉄山一件」も含まれる。

(3) 兵庫県立歴史博物館編『企画展史料集No.23 播磨北部の生業と武士』(兵庫県立歴史博物館、二〇〇四年)。

(4) 文政元年「勤方覚書」第一条より抜粋。

(5) 大槻守『鉄山一件—山方役所留記—』解題(『紀要別冊』所収)。

(6) 宍粟郡の一部は、明和六年(一七六九)から文政一一年(一八二八)の間、尼崎藩の飛び地領になり、上郡陣屋が管轄した。皆木村・岩野辺村等における鉄砂流山稼は、この間山方役所の管轄から外れていた。

(7) 安政六年の「勤方覚書」には、山方役人小針茂久平の伴松三郎が、「山方御役所勤方見習」を勤めていたことが記されている。

(8) 安政六年の「勤方覚書」には、下役岩間市郎太夫の伴定次と下役新免平右衛門の伴優次が、「御番所役勤方見習」を勤めていたことが記されている。

(9) 「勤方覚書」第七条に記されている一連の手続きは、鉄山請負の申請ごとに繰り返し返され、多くの文書が作成された。その一部を書き留めたのが、『紀要別冊』で紹介した「播州宍粟郡鉄山請負御用留」や「鉄山一件」である。鉄山請負申請から稼行までの流れについては、大槻守氏が詳しくまとめている(前掲注5参照)。

参考 「勤方覚書」に登場する領主・代官等

番号	職名等	名前	文政元	嘉永2	備考
1	山崎藩主	松平(池田)石見守輝澄	○	○	元和元年～寛永17年在任[山]
2	山崎藩主	松平(池田)備後守恒元	○	○	慶安2年～寛文11年在任[山]
3	山崎藩主	本多肥後守忠英	○	○	延宝7年～享保3年在任[山]
4	須賀代官	服部六左衛門正久	○	○	延宝7年～貞享元年在任カ[山]
5	五畿内代官	増井弥五左衛門	○	○	正徳4年～享保9年在任[徳]
6	姫路藩主	榊原式部大輔政邦	○	○	宝永元年～享保11年在任[国]
7	姫路藩主	榊原式部大輔政岑	○	○	享保17年～寛保元年在任[国]
8	大坂代官	渡辺民部博	○	○	寛保2年～宝暦4年在任[徳]／延享元年まで宍粟郡幕府領を支配
9	五畿内代官	青木次郎九郎安清	○	○	寛保3年～延享3年在任[徳]／延享元年から宍粟郡幕府領を分割支配
10	京都代官	角倉与一玄篤	○	○	元文元年～延享2年在任[徳]／延享元年から宍粟郡幕府領を分割支配
11	京都代官	小堀十左衛門政良	○	○	寛保元年～宝暦4年在任[徳]／延享元年から宍粟郡幕府領を分割支配
12	三日月藩主	森対馬守俊春	○	○	元文4年～文化3年在任[国]／延享2年より50年余預所支配
13	生野代官	斎藤新八郎正成	○	○	宝暦6年～宝暦13年在任、宝暦9年より宍粟郡が生野代官付となる[徳]
14	中野代官	志村新左衛門師智	○	○	宝暦8年～宝暦11年在任[徳]／宝暦10年より宍粟郡30ヶ村を支配
15	尼崎藩主	松平遠江守忠告		○	明和4年～文化2年在任[国]／宍粟郡31村を明和5年より支配
16	生野代官	稲垣藤四郎豊強	○	○	天明8年～寛政12年在任[徳]
17	大坂代官	岩佐郷蔵茂高	○	○	寛政5年～寛政10年在任[徳]
18	生野代官	布施孫三郎儀容	○	○	寛政11年～文化6年在任[徳]
19	生野代官	恩田新八郎忠礎	○	○	文化6年～文化14年在任[徳]
20	大坂代官	嶋田帯刀政美	○	○	文化13年～文政5年在任[徳]／文政元年まで山方役所支配
21	生野代官	山田常右衛門(仁右衛門)至倍	○	○	文化14年～文政6年在任[徳]／文政元年より山方役所支配
22	倉敷代官	大草太郎右馬政郷		○	文政元年～文政11年在任[徳]
23	久美浜代官	簗笠之助正路		○	文政5年～天保3年在任[徳]
24	館林藩主	松平右近将監齊厚		○	天明4年～天保7年在任[国]
25	京都代官	小堀主税正芳		○	文政5年～天保14年在任[徳]／文政11年より宍粟郡21村を支配
26	大坂代官	辻富次郎		○	文政12年～天保4年在任[徳]
27	大坂代官	添田一郎次彭章		○	天保4年～天保7年在任[徳]
28	大坂代官	池田岩之丞季秀		○	天保7年～天保11年在任[徳]
29	大坂代官	竹垣三右衛門直道		○	天保11年～嘉永元年在任[徳]
30	生野代官	大草太郎左衛門政修		○	天保6年～弘化2年在任[徳]／天保15年より宍粟郡41村を支配
31	大坂代官	川上金吾助充成		○	嘉永元年～安政2年在任[徳]

参考文献：[徳]＝村上直他編『徳川幕府全代官人名辞典』（東京堂出版、2015年）、[山]＝山崎町史編集委員会編『山崎町史』（山崎町、1997年）、[国]＝『国史大事典』

く翻刻に際して)

翻刻は土佐雅彦が担当し、大槻守・笠井今日子の校訂を受けた。なお、宇野正磯編『近世千草鉄山史料(下)』(一九七〇年)の史料八〇「(安政六年)播州完栗郡須賀村山方御役所附前々より勤方覚書」を参照した。

- ・文字の配置はなるべく原史料の体裁を尊重した。
- ・表題は【文政元年覚書】と【嘉永二年覚書】のみとし、見出しや整理番号などは付していない。
- ・字体は原則として常用漢字を用いた。
- ・合字の「ㄗ(より)」はそのまま使用した。
- ・助詞等は「茂(も)や「与(と)」などは平仮名に改めたが、「者(は)」「江(え)」「而(て)」はそのまま使用した。
- ・読みやすくするため、適時読点、並列点を付した。
- ・誤字・脱字・衍字などについては「かっこ()」の傍注で示し、意味が不明の場合は(ママ)とした。
- ・地名の表記は原史料のままとした。

【文政元年 覚書】

㊦

(表紙) (貼紙)「甲第三十一号証ノ二」

「播州完栗郡須賀山方御役所附御用向前々方勤方覚書」

勤方覚書

完栗郡須賀

山方御役所詰地役人

杉尾 次兵衛

小針忠太左衛門

一 播州完栗郡村々御運上於山内二年々相稼候鉄山并鉄砂流山・雑木座稼、又ハ伊保川筋ニ而夏分ニ至リ川獵ニ三谷村御運上於山内山崎領高所村・中村方鎌刈柴札ヲ以立入相稼、或ハ但州・播州往来之諸商物者播州倉床村之内富士野分一於御番所ニ分一錢取立候義、往古始リ之訳難相知御座候得共凡百九拾三ヶ年以前、山崎御領主松平石見守殿御知行所之節、寛永二丑年方鉄山并雑木座等稼之義、壹ヶ年も無中絶相続候由、其後百四拾年以前延宝七末年、山崎御領主松平備後

守殿御知行三万石之内、壹万石ハ本多肥後守殿江相渡、貳万石者服部六左衛門様御代官所ニ御請取被成、須賀村之内東出石ニ御陣屋相建御住居御支配御座候、都而山物御取締リ取計方之儀者右私領方之申送り引附ヲ以、御料所ニ罷成候而も山方御役所仕来御定法ニ罷成候、右御陣屋と申ハ只今之山方御役所ニ而御座候、別而鉄山稼之義者津出場出石方十里余も山奥江入込、殊ニ深山大雪所ニ而、炭薪等之稼出難相成場所故三四拾年も生茂リ、平日人馬不立入場所江伐入仕候義ニ付、鉄山師願山見立願書差出候得者、願期月四、五ヶ月以前方道を造、橋を懸ケ、山内鑪場其外下財居小屋等之場所ヲ伐リ開、期月迄ニ諸普請仕立、譬ひ御下知濟無御座候共期月ニ成候得者、灰分稼度旨相願候ニ付、承届仕来之通り取計来申候、且雜木座稼之義者百姓作間稼為御救被仰付来候、尤十二月朔日方翌年十一月晦日迄壹ヶ年稼之義ニ付、御下知濟無御座候共稼方為致来候段申伝仕来ニ付、私共相勤候内年々右之姿ニ取計来候処、三拾ヶ年以前寛政元年正月ニ從 御勘定所御普請役兩人被差遣、

東河内村之内字高羅山鉄山之義、未御下知相濟御吟味中ニ稼掛リ候段御不審御察当、并完粟郡村々御運上山内稼方諸事御糺ニ付、前断仕来之趣ヲ以御答書差出候処、早速御聞濟ニ而右高羅山鉄山伺之通御下知相濟候ニ付、其以来も前々之姿ニ取計来候、此度御支配替ニ付山方御役所勤方仕来之趣、左之通以一ツ書奉伺候、以来之義ハ御下知可被下候

一 雜木座稼之儀者廉落帳面ニ御座候通、板・材木・炭薪其外品々入札物并自請願物之員数願書、例年八月中ニ可差出旨村々江申触、書付取集メ、御運上山内見合、山方も相続キ百姓之稼も御座候様吟味相糺、尤入札物者根帳江出シ所々江申触、入札為致候義御代官様秋田方御検見之節、前々方山方御役所江被為成御入、御逗留ニ而入札開被 仰付来候ニ付、御代官様御陣屋御発駕日限相極候得者御検見いつ頃相濟、須賀村山方御役所御着之日積リヲ以、日限前広ニ被仰下来候間、山元村々并入札望之ものハ御役所江罷出、根帳面望之品々写し取入札致へく旨、諸方へ申触来候

一右入札相開落札人相極候上ハ即席ニ銀高・名前相記、承知印形取之置、請負証文申付、廉落帳面取調印形取之、私共奥書印形を以帳面差出、御勘定所江御伺、御下知相済来候得者其趣被仰下則御証文御写し被遣候間、口留御番所詰下役中江廉落帳面員数相認、断次第入念可相改通旨、私共兩人印形ニ而差紙遣シ来候、尤山元村々・請負人共江も御下知済之趣申渡、銘々請負銀高二応シ慥成家質・請人為相立、証文ニ村役人奥書印形ニ而山方御役所江取置来候事

一口留於御番所ニ出荷物改方之義ハ右遣置候員数差紙ヲ以、村々方仕出候諸荷物夫々ニ其村庄屋方通り手形相添附出候ニ付、日々帳面ニ留置、毎月朔日ニ御役所江下役人中持参仕候ニ付相改、稼方不情之村方ハ吟味致し来候、尚又極月ニ至、下役人一同ニ右出荷物相改通シ候分御勘定仕上、私共兩人宛ニ差出来候事

一当寅年分可稼出雜木座入札開之義ハ、嶋田帶刀様去秋田方御檢見席先例之通山方御役所江被為入、入札開被 仰付候、其外自請願物等之御運上取調候処、廉落銀高之通、三貫六百四拾五匁

八分六厘ニ而當時御伺中ニ御座候間、御下知相済次第早々御証文通御写被遣可被下候、

一右御運上銀之義者三月・八月・十二月三ヶ度割賦仕、日限通可相納旨申触、納次第掛屋方納札差出候ニ付、御役所印形ニ而請取書仕渡申候、尤納銀高掛屋ニ預置、追而御用便ニ私共印形ニ而納目錄相添上納仕来申候、且壹ヶ年諸御運上皆済之上御勘定仕上、帳面ニ度毎御請取書相添差出候得者相違無之旨奥書御印形被成下候

一鉄山稼方之儀者御運上山内鉄山場所之内雜木類生立之厚薄を見立、五ヶ年・三ヶ年季相積り願出候ニ付、吟味之上運上増銀吟味書取之、私共奥書印形を以則絵図相添差出候得ハ御勘定所江御伺被成下、御下知相済候得者御証文写被遣候間、請負人・山元村江も申渡、先格之通請負証文并年季銀高二応シ慥成家質・請人為相立、村役人奥書印形取之家質相改、尤証文者御役所江差出置来候、勿論山内江私共之内屯人罷越シ、村役人并鉄山師・下財共一同江御定法通申渡、東西南北山境、鑪場五ヶ所ニ榜示杭建渡シ、尚年季明之節者山内見分仕、殘木も御座候得者壹

ケ年、式ケ年ニ而も請繼為相願、御山端山ニ不相成様取計来候、尤請負中ニ而も立木伐尽候得者新山場所之義相願候間、山内見分吟味仕書付取之、期月四、五ヶ月以前方諸普請ニ相掛リ、期月ニ至リ候得ハ灰分稼方願之趣承届来リ候、若万一御留山ニ被 仰付候節ハ御運上銀者月割を以取立候義前々方御定ニ而御座候得共、御料所ニ罷成最早百三拾八ケ年ニ相成候処、壹ケ年も御留山ニ被仰付候義無御座候

一 当時鉄山三ヶ所ニ而相稼、御請負人三人、壹ヶ所ハ伊保川奥野尻村之内字瀧谷山ニ而去ル亥方卯迄五ケ年季請、壹ケ年分御運上銀貳貫七百拾五匁宛ニ而、須賀村鳩屋九郎右衛門御請負仕罷在候処、当春死去仕候、然ル処同人悴八左衛門義年若ニ付、稼方行届兼候間、親類同村孫五郎義為後見下請仕相稼罷在候、壹ヶ所も同川奥公文村字樅木山ニ而鉄山、去丑方当寅迄式ケ年季請、壹ケ年御運上銀七百八拾七匁五分宛ニて、本多肥後守殿御領分山崎町塗師屋善藏御請負仕罷在候、壹ヶ所者千草川筋西河内村之内字寺谷山ニ而去ル子方当寅迄三ケ年季請、壹ケ年御運

上銀壹貫貳百六拾五匁宛ニ而、平岡彦兵衛様御支配所作州吉野郡川西村宗九郎御請負相稼罷在候

一 鉄砂流山之義ハ前々方齋木村計リ、別御運上壹貫貳百八拾五匁宛ニ而西谷筋鉄山御請負人相願相稼罷在候、尤鉄山附鉄砂ニ而ハ不足仕候ニ付、無抛別御運上差上来申候

一 鉄砂流山稼方之義ハ伊保川筋・千草川筋共、秋彼岸明キノ日方流掛リ、翌年春五月中ノ日方六十一日手前ニ相当リ候日限りニ流シ留候義、前々方御定ニ而、御田地用水差障無之時節ニ相稼来、勿論鉄山壹ヶ所ニ六匁宛之御定ニ御座候事

一 伊保川筋川胤稼方之義者築壹ヶ所ニ八匁、さかり壹口ニ貳匁、網壹張ニ六匁、さて壹柄ニ壹匁五分宛之御定ニ而、例年四月中山方御役所方川筋村々江殺生仕候ものハ殺生札可請取旨、若無札ニ而致殺生候もの有之於隠置ニハ吟味之上村役人迄可為越度旨御定法之趣、廻状ヲ以申触来候、尤改方之義ハ御役所内ニ相勤罷在候下役之者へ夏分加役ニ申付、右殺生札為相渡川筋時々見廻吟味仕、極月ニ至右下役方御運上銀等御勘

定書差出候間、相違無御座旨私共兩人奥書印形
ニ而差出来候

一 右川獵札之義者前々方御支配替之節、御入用ヲ
以新札仕立、御支配御役所之極印ニ而、鑿・さ
かり・さて・投網等夫々書訊、年号月日、私共
兩人名印仕、古札引上相渡シ来申候

一 三谷村御運上於山内稼方相改候義、本多肥後守
殿御領分高所村・中村両村江鎌刈柴札九拾壹枚、
但高所村へ四拾四枚
中村へ四拾七枚相渡、柴壹荷ニ付御運上銀七厘

宛之御定ニ而右両村方人別ニ右札ニ通ヒ相添、三
谷村口留御番所江致持參置、山内江立入柴刈出、
御番所ニ而改ヲ請、右通ニ荷数相記通シ来候、
尤十二月方十一月限りニ而、極月ニ至右御番所
詰メ下役方御勘定仕上候ニ付、吟味之上私共兩
人奥書印形ニ而差出来申候

一 右鎌刈柴札之義ハ前々方木札仕立為差出、人別
名前帳面共一同村役人奥書印形ニ而差出来候ニ
付、御役所極印、申請人別名前、私共名印、年
号等相認、古札ニ引替相渡来候

一 右川獵札・鎌刈柴札共、紛失・焼失等之節者早
速相届、新札之義願出候義ニ付、吟味之上書付

印形取之、相伺新札ニ仕替渡来候

一 鉄山并鉄砂・川獵・鎌刈柴御運上之義者十二月
中取立上納仕来候

一 倉床村富士野分一於御番所ニ駄別分一錢改方之
義者、步行荷壹荷ニ付八文、馬荷壹駄ニ付貳拾
文宛之御定ニ而、但州・播州往来之人馬荷品共
委細ニ相記、元帳面ハ御定之文言ニ而山方御役
所方相渡置候、尤御勘定之義者極月ニ至リ右帳
面為差出、御役所ニ而清帳仕立、相違無御座旨
私共兩人奥書印形ニ而元帳面相添御勘定仕上来
申候、尤元帳面者御覽之上直ニ御返被成候事

一 右分一錢上納仕来之義ハ銀步錢時之相場ヲ以引
之相納候義ニ付、本多肥後守殿御領分山崎町ニ
而十二月中之錢相場取之、銀ニ直シ相納来申候

一 右錢相場書之義ハ本多肥後守殿役人中江極月末
ニ私共方掛合置候得者、翌正月差入ニ錢相場書
取之役人中奥書印形ニ而差出来候ニ付、右錢相
場平均仕駄別分一錢銀ニ相直、尤右錢相場書相
添上納仕来候

一 諸運上銀共鳩屋官兵衛江掛屋申付為相勤来候、
尤掛屋請取方之義本途口銀高ニ拾五を掛、内十

一者道中入用箱代ニ引、残り四ツを掛改賃ニ仕候、尤雜木座御運上三月・八月兩度共ニ聊之銀高二付、遠方別飛仕立相納候而者引足り不申ニ付、掛屋可仕ものも無之間、前々方御支配江申立置、上納銀取立次第ニ掛屋ニ預置、極月ニ至一所ニ相納来候、尤鉄山并鉄砂流シ山御運上之分者十二月中ニ取立相納候処、近来ハ鉄山師共一同ニ稼疲及困窮連も年内上納者難出来ニ付、早春上納ニ相成来り候、以来之義も期月前皆済之積り御聞被為 置候様仕度奉存候、依之奉伺候

一三谷村御運上於山内、須賀村用水井堰入用材木・柴・松葉・葛等被下候義、往古私領之節方引附ヲ以、御料所ニ罷成候而も年々無滞被下置来候義、先々役之もの方申送り相渡来候

一右於御山内ニ本多肥後守殿御領分五ヶ所用水井堰材木・柴之義も右同様引附を以、庄屋共願書ニ地頭役人中之奥書印形を以書付差出来候、然ル処近来ハ山内ニ浅木類無御座相成候ニ付柴計刈出候得共、書付者先規之通材木員數、勿論其段断書仕願書差出候間、御伺申上當時者柴計相渡来申候事

一銀・銅・鉛山稼之義先前方山方御役所附取計来候処、抄々敷盛山も不仕中絶仕候、然ル処五拾九ヶ年前宝曆十辰年、生野御代官斎藤新八郎様御支配之節、所々ニ見立山相願候ニ付、取計仕来之趣相伺候処、御勘定所江御伺ニ相成、生野銀山同様之御取計御下知相済候趣、斎藤様方被仰渡、断山間堀相願候得者見分之上御伺申上間歩役銀取立上納仕候処、盛山不仕稼当ニ不引合中絶仕候、尚又式拾五ヶ年以前稻垣藤四郎様御支配之節、先格仕来を以委細申立御伺申上候処、則其段御勘定所江御伺御下知済之趣ハ、生野銀山役人と須賀村鉄山役人為立会見分為致試堀、平日取計方之義ハ鉄山役人江教諭いたし、猶取計間歩役等ハ鉄山役所江取立、御役所諸納之内江籠可被相納と之御下知之趣、則其節御写被成御渡候間、断山相願候節者生野直入役人中立会见分仕取計等見届置、間歩役御運上銀者山方御役所江取立、私共方納目録を以上納仕、諸運上一同皆済御勘定仕上候様仕度奉伺候

一百姓持林方板・材木・炭薪等之品々稼出度旨願出候節者、御運上物ニ不相障紛敷無之品々ハ吟

味之上勝手次第可稼出旨申渡、則其段員數差紙口留御番所江差遣し来候

一五ヶ所口留御番所内ニ者私領村々も有之ニ付、私領村之分ハ地頭役人中右何村右何々品稼出度段断書差出候ニ付、右持林同様口留御番所江差紙遣し来候

一御運上於山内ニ不埒成稼等致候歟、又ハ焼畑・刈畑等致シ御法度相背候もの有之申出候節ハ、早速私共之内壺人罷越し、見分吟味之上縄・手鎖等申付候儀も御座候

一鉄山并鉄砂流場ニおゐて怪我人亦者変死等有之注進仕候へハ、早速其段御届申上候、尤遠方御支配ニ而ハ御下知不相待直ニ私共之内壺人罷越し、吟味之上口書取之仮埋ニ仕置書付差出来候、尤怪敷義と歟村内差障等有之容易不成義ニ相聞候得者、其段御届申上候而御手代中立会吟味仕候義も御座候

一就御用御支配御役所江罷出候節ハ、往来人足賃并逗留中賄、蠟燭代、昼遣等ハ郡中割ニ相立来候、不時之就御用遠方江罷出候節者御用之品ニ右委細相伺来候事

一山方御役所并役人居小屋、其外口留御番所、富士野分一御番所、御制札場等破損之節、前々ハ御入用ヲ以御修覆被 仰付来候処、八拾弍ヶ年以前榊原式部大輔殿御預所之節、享保二十一年右諸国御陣屋共郡中入用ニ被仰付候段被仰渡、其節右郡中割ニ仕来候事

一山方御役所用達之儀者須賀村鳩屋官兵衛江先前右為相勤来候、尤右為世話料郡中右三拾目宛入用割ニ相立来候事

一出石横渡舟造作并渡守給銀等諸入用之分者、山崎領と二割ニ仕、山方入用之内江一緒ニ籠郡中掛リニ割賦仕来候事

一右横渡舟始之儀往古ハ、出石ニ横渡舟無御座所、百四拾年以前延宝七末年、完栗郡一統八拾三ヶ村此高弍万石余御料所ニ罷成、服部六左衛門様御代官所之節右須賀村之内出石古町と申所ニ御陣屋相建、御住居御支配御座候而、其節右山崎領分と申合横渡舟仕立申候、依之右諸入用二ツ割仕、舟頭も東西右一日替りニ壺人宛罷出相勤来候ニ付、山方入用割ニ籠郡中割ニ仕来申候、然ル処右八拾三ヶ村之内段々私領渡りニ罷成、

當時ニ而ハ三拾六ヶ村此高八千五百人拾石三斗三升四合ニ割賦仕候、尤私領村々も右渡舟往来仕候得共右入用ハ差出不申候事

一山方御役所ニ而年分御用方ニ相用候筆、墨、紙代銀、御支配御役所方被成御渡請取来候事

一山方御用向并外御用被 仰付郡中江出張候節ハ、止宿、賄、木錢、米代等右同様御役所方請取来候事

一私共井下役、中間宗門之義ハ先前方子・午兩年御改ニ而且那寺手形銘々相添差出来申候、以来前格之通被仰付可被下候事

一五ヶ所口留御番所ニ相詰候下役共、先前者五ヶ年、拾ヶ年宛ニ而御取締為宜^九、場所替被 仰付来候由ニ而、正徳五^九未年増井弥五左衛門様御代官所之節被 仰付、其後榊原式部大輔殿御預所九ヶ年目享保八卯年十月被 仰付、夫方五ヶ年之内御代官所ニ御座候処、纔ニ半年又ハ壹兩年ニ而御支配替御座候ニ付、場所替可被仰付間も無御座候、尤延享二五年方森対馬守殿御預所ニ而五拾ヶ年余支配有之候、其内ニも場所替之儀先役之ものと申立候得共何之御沙汰も無御座

候、尚又其後稻垣藤四郎様、岩佐郷藏様、布施孫三郎様、恩田新八郎様、嶋田帯刀様江御支配替之度毎、前断之趣申上候得共何之御沙汰も無御座候、いつれ是又年久敷右場所ニ相勤候得共不取締之義も無御座候得共、先前方場所替被仰付来候義ニ御座候間此段申上候、以来之儀可然様奉伺候事

中ノ村口留

御番所詰

中瀬平八

皆河村口留

御番所詰

新免平右衛門

東安積村口留

御番所詰

渋谷兵左衛門

須賀村御役所内口留

御番所詰

進藤岡右衛門

三谷村口留

御番所詰

岩間市郎太夫

一右五ヶ所口留御番所ニ壹人宛相詰候、尤諸荷物多混雜仕候節者拔荷等為防之添番として中間被附候

一山方御役所ニ中間壹人被附置候、勤向者御役所
掃除、御門明、御運上銀催促、御用状等持運
セ来候事

須賀御役所内

相勤罷在候

中間 十 助

東安積村之内曲リ相勤申候

中間 八 兵衛

中ノ村ニ相勤申候

中間 七 兵衛

一山方御役所附山守拾四人有之、御給米六斗弍升
宛銘々江被下置、御運上山内為御取締山内ヶ所
多村方ニ壹人宛百姓之内ニ而正直成もの見立山
守役申付為相勤来候、諸荷物稼方猥無之様村内
之ものハ不及申取計、他領他村若尾越ニ而盜
木ニ立入候もの并野火燃込候節ハ、村人足相連
早速欠付為相防即刻届出、別而山内時々可相廻
旨申付大切為相勤来候事

須賀村

御山守 十 助

中ノ村

御山守 半 七

皆河村関

御山守 浅右衛門

皆河村

御山守 善九郎

三谷村

御山守 平次兵衛

福知村

御山守 十郎右衛門

河原田村

御山守 宇右衛門

公文村

御山守 清右衛門

倉床村

御山守 庄兵衛

草木村

御山守 佐次兵衛

野尻村

御山守 三郎兵衛

原村

御山守 九 兵 衛

引原村

御山守 佐 七 郎

黒原村

御山守 武 助

拾四人

一私共及老年ニ又者病身ニ而退役願之義者、私共相
互ニ奥書印形ニ而願之通相違無御座ニ付、願之通
可被仰付旨一同奉願段相認差出来、尤御勘定所
江御伺之上跡役之儀も被仰付来候

一口留御番所詰下役之もの共儀者退役願差出候得
者私共奥書印形ニ而御伺差出来候

一完粟郡村々之内御料所之分者縦ひ何ヶ所ニ御支
配相分り候共、山方御役所附御用向之義ハ先前
方須賀村山方御役所御支配之御代官ニ而御支配
被成来候、既ニ七拾五ヶ年以前延享元子年十一
月、渡辺民部様方青木次郎九郎様・角倉与一様・
小堀十左衛門様と三御代官所ニ相分候節も、須
賀村御支配之御代官青木様ニ而山方御役所附御
用向之義者御支配御座候、其後ニも度々御支配

相分候得共先規之通御支配ニ御座候、其後五拾

九ヶ年以前宝曆十辰年、完粟郡七拾四ヶ村齋

藤八郎様御代官所之内三拾ヶ村、志村新左衛門

様江相渡候節、其内ニ鉄山并雜木座稼之村々御

座候ニ付、先規之姿ヲ以御勘定所江御伺御座候

処、御伺之通須賀村御支配之齋藤様ニ而山方御

役所附一式御用向之儀御支配被 仰付、則御下

知相済来御窺御証文御写御渡被下請取罷在候

一右鉄山師三人并用達官兵衛四人之もの共義ハ御

代官様江御目通被 仰付来候ものニ而、御支配

御役所江罷出候節も先規方袴・帯劔御免之もの

ニ而御座候

右之通前々方相勤来候ニ付覚書を以奉入御覽候、
其外御用向之儀者御差凶次第ニ是迄相勤来候間、
向後之儀者可然様 御下知可被下候、以上

杉尾 次 兵 衛

文政元 寅年八月

小針忠太左衛門 ㊦

前書、其方共勤方ヶ条を以被申聞候趣令承知候、
右之内完粟郡御年貢銀之儀ハ村々方直ニ生野江持

參、陣屋元掛屋改を請相納、山方運上銀掛屋者仕
来之通り鳩屋館^(マツ)兵衛江申付、其外須賀村并山崎領
五ヶ所井堰入用材木・柴・松葉・葛等相渡候儀者
其度々取調申聞候上可及差図候、其方共就御用出
役入用者勿論都而郡中割ニ仕来候、入用向者成丈相
減候様取計、其品委細ニ相認生野役所江差出改を
請可申候、尤修復等銀高之儀者入用積いたし差出、
其時々差図を請可申候、且御運上山内ニおゐて不
埒之もの有之手鎖等申付候節ハ始末早々可申聞候、
且又右御運上山内并鉄山・鉄砂稼場所ニ而不慮之
變死・怪我人等有之注進申出候ハ、其趣委細早々
申越、差図請取計可被申候、其外之儀ハ前々勤方
仕来之通相心得精勤いたし、御用向入念可被相勤
候、猶追々可及差図候、以上

寅九月 山常右衛門[㊦]

【嘉永二年 覚書】

割印

(表紙)

「播州完栗郡須賀村山方御役所附前々方勤方覚書」

勤方覚書

完栗郡須賀村

山方御役所詰地役人

小針忠太左衛門

杉尾慎一郎

一播州完栗郡村々御運上於山内年々相稼候鉄山・
鉄砂并雜木座稼、又者伊保川筋ニ而夏分ニ至り川
漁、三谷村御運上於山内本多肥後守殿領分高所
村・中村方鎌苅[㊦]柴札^(方)ヲ以立入相稼、或者但
州・播州往来之諸商物、播州倉床村之内富士野
分一於御番所分一錢取立之候儀、往古始之訳者
難相知御座候得共凡式百式拾三ヶ年以前、山崎
領主松平石見守殿領分之節、寛永二丑年方鉄山
并雜木座等稼之儀、壹ヶ年も無中絶相統候由、
其後百七拾ヶ年以前延宝七未年、山崎領主松平
備後守殿領分三万石之内、壹万石本多肥後守殿

江相渡、式万石者服部六左衛門殿御代官所ニ被成御請取、須賀村之内東出石ニ御陣屋相立御住居御支配御座候而、都而山物御取締取計方之儀者右私領之申送引附ヲ以、御料所ニ相成候而も山方御役所仕来御定法ニ罷成、右御陣屋と申ハ只今之御役所ニ御座候、別而鉄山稼之儀者津出場出石迄十里余も山奥江入込、殊ニ深山大雪所ニ而、炭薪等之稼出シ難相成場所故三四拾ヶ年も生茂り、平日人馬不立入場所江伐入仕候儀ニ付、鉄山師共願山見立願書差出候得者、願期月四、五ヶ月も以前方道造、橋を掛、山内鈿場其外下財居小屋等之庭所伐開、期月迄ニ諸普請仕立、縦^(符)仮令御下知済無御座候共期月ニ相成候得者、灰分ヶ稼ニ掛り度旨相 ㊦ (下欄貼紙の跡)

願候ニ付、承置仕来之通取計来候、且雜木座稼之儀百姓作間稼為御救被仰付来候、尤十二月朔日方翌年十一月晦日迄壹ヶ年稼之儀ニ付、御下知無御座候共稼為致来候段申伝仕来ニ付、私共相勤候内年々右之姿ニ取計候処、六拾壹ヶ年以前寛政元酉年正月、從 御勘定所御普請役兩人被差遣、東河内村之内字高羅山鉄山之儀、御下

知未夕不相濟御吟味中ニ稼掛候段御不審御察当、并完栗郡村々御運上山内稼方諸事御糺ニ付、前断仕来之趣ヲ以御答書差出候所、早速御聞濟ニ而右高羅山鉄山伺之通御下知相濟候ニ付、其以来も前々仕来之通取計来候、此度御支配替ニ付山方御役所勤方仕来之趣、左之通一ツ書ヲ以奉伺候、以来之儀者御下知可被下候

一 雜木座稼之儀者廉落帳面之通、板・材木・炭薪其外品々入札物并自請願物等 ㊦ (下欄貼紙)

之員數願書、例年八月中ニ可差出旨村々江申触、書附取集メ、御運上山内見合、山方も相續百姓之稼も御座候様吟味相糺、尤入札物者根帳面江出諸々江申触、入札為致候儀前々御代官様秋田方御檢見之節、山方御役所江被為在御入、御逗留ニ而入札開被仰付来候ニ付、御代官様御陣屋御発駕日限相極候得者御檢見何頃相濟、須賀村山方御役所江御着之日積ヲ以、日限前広ニ被仰下来候間、山元村々江入札望之もの者罷出、根帳面望之品々写取入札可致旨、諸方江申触来候

(貼紙)「本文自請願物と申儀者村々板・材木・

炭等之類相稼度段願出候品々之内、少々宛之儀者根帳江出シ入札物ニ難相成候ニ付、願村方江申付候分を自請願物と相唱申候」

一右入札相開落札人相極候上者即席ニ銀高・名前相記、承知印形取之置、請負証文申付、廉落帳面取調印形取之、私共奥書印形ヲ以帳面差出、御勘定所江御伺之上、御下知相濟来候得者其趣被仰下則御証文写被遣候間、口留御番所詰下役中江廉落帳面員数相認、断次第入念相改可通旨、私共兩人印形ニ而員数差紙遣来候、尤山元村々并請負人共江も御下知濟之趣申渡、銘々請負銀辻ニ応シ慥成家質・請人相立、証文ニ村役人奥書印形ニ而山方御役所江取置来候事

一口留御番所ニ而荷物改方之儀者右遣置候員数差紙ヲ以、村々仕出候諸荷物夫々其村庄屋方通手形相添附出候ニ付、日々帳面ニ留置、毎月朔日、山方御役所江下役中持参仕候ニ付相改、稼方不出情之村方者吟味致来候、尚又極月ニ至り、下役人一同右出荷物通候分御勘定仕上、私共兩人宛ニ而差出来候事

一当酉年分可稼出雜木座入札開之儀、竹垣三右衛

門殿去秋田方御檢見席先例之通山方御役所江立会入札被仰付候、其外自請願物等之御運上取調候処、廉落帳面之通、銀高六貫四百五拾目四分五厘ニ而、設樂八三郎殿御役所江当正月中御伺被成下候様差出置候、御下知相濟次第御証文御写可被下候

一右御運上銀之儀者三月・八月・十二月三ヶ度共割賦仕、日限可相納旨申触、納次第掛屋方納手形差出候ニ付、御役所印形ニ而請取書仕渡申候、尤納銀高掛屋ニ預置、追而私共印形ニ而納目錄相添上納仕来申候、且壹ヶ年諸御運上皆濟之上御勘定仕上、帳面ニ御請取書相添差出候得者相違無之旨奥書御印形被成下来候

一鉄山稼之儀者御運上山内鉄山場所之内雜木類生立之厚薄を見立、五ヶ年又者三ヶ年季相積願出候ニ付、吟味之上御運上銀吟味書取之、私共之奥書印形ニ而則絵図相添差出候得者御勘定所江御伺被成下、御下知相濟候得者御証文写被遣候間、請負人・山元村江も申渡、先格之通請負証文并年季銀高ニ応慥成家質・請人為相立、村役人奥書印形取之家質相改、尤証文者御支配御役所江

差出来候、勿論山内江私共之内壺人罷越、村役人并鉄山師・下財共江御定法之趣申渡、東西南北山境、鋤場五ヶ所ニ榜示杭建渡、尚又年季明之節者山内見分仕、残木も御座候得者壺ヶ年、式ヶ年ニ而も跡請継為相願、御山端山ニ不相成候様取計来候、尤請負中ニ而も立木伐尽候得者新山庭^(場)所替之儀相願候間、山内見分吟味書附取之、期月四、五ヶ月以前^方諸普請ニ相掛り、期月ニ至り候得者灰分ヶ稼願之通承届来候、若万一御留山ニ被仰付候節者御運上銀者月割ヲ以取立候儀前々^方御定ニ御座候得共、御料所ニ罷成最早百七拾ヶ年ニ相成候得共、壺ヶ年も御留山ニ被仰付候儀無御座候

一当時鉄山四ヶ所ニ而相稼請負人三人、壺ヶ所者伊保川奥原村之内字鍵掛山ニ而鉄山去申^方来ル子迄五ヶ年季請負、壺ヶ年分御運上銀三貫五拾目宛ニ而酒井雅楽頭殿領分同州神東郡八反田村治郎兵衛御請負仕相稼罷在候、壺ヶ所者同川奥公文村之内字樅木山ニ而鉄山去申^方来ル子迄五ヶ年季請負、壺ヶ年分御運上銀四百七拾目宛ニ而大坂長堀白髮町平野屋清左衛門御請負仕罷在

候、壺ヶ所八千草川奥東河内村之内字高羅山ニ而去ル^方已^方当酉迄五ヶ年季、壺ヶ年分御運上銀壺貫五百目宛ニ而大坂長堀茂左衛門町泉屋羽三郎御請負仕相稼罷在候、同千草川奥岩野辺村
字新尾山ニ而鉄銚試吹去申^方来ル
戌年迄三ヶ年季請負、壺ヶ年分冥加銀百三拾五
匁宛ニ而右泉屋羽三郎御請負仕相稼罷在候

一鉄砂流山之儀者前々^方斎木村計、別御運上壺貫三百三匁宛ニ而去ル^方已^方当酉迄五ヶ年季、原村鉄山師八反田村治郎兵衛御請負仕相稼罷在候、尤鉄山附鉄砂計ニ而者足不申、無扨御運上差上相稼申候

一皆木村鉄砂之儀者原村鉄山附之処去ル明和五年、松平遠江守殿江相渡、私領中鉄砂運上四拾三匁宛取立候由、且岩野辺村鉄砂運上之儀も同様壺ヶ年分拾五匁宛ニ而村請ニ仕、鉄山師之内江勝手ニ売払候由之処去ル文政十一子年七月、上知ニ相成小堀主税殿御代官所ニ御請取被成、完粟郡山方一式御引渡ニ相成、其節^方皆木村^方四拾三匁、岩野辺村^方拾五匁宛鉄砂運上引送り之通年々取立申候

一岩野辺村鉄砂運上去ル天保六未年迄拾五匁宛取立候所、追々鎮筋見立新規鉄砂江増、壺口分運上拾五匁、④六口合九拾目引送り共、七口御運上銀都合百五匁差上相稼度段願出候ニ付、添田一郎次殿御役所へ相伺候処、願之通被 仰付其後百五匁宛上納仕候、尤鉄砂鎮筋絶不申相稼候得者年々上納仕候

一鉄砂流山稼方進退之儀者伊保川筋・千草川筋共、秋彼岸明之日右流掛、翌年五月中之日右六拾一日手前ニ相当り候日限りニ流留候儀、前々右御定ニ而、御田地用水之差障無之時節ニ稼来候、勿論鉄山壺ヶ所ニ六口宛之御定ニ而御座候

一伊保川筋川漁稼方之儀者築壺ヶ所ニ八匁、さがり壺口ニ式匁、投網壺張ニ六匁、さで壺柄ニ壺匁五分宛之御定ニ而、例年四月中山方御役所右川筋村々江殺生仕候もの者殺生札可請取、若無札ニ而致殺生候もの有之於隠置ニ者吟味之上村役人迄可為越度旨御定法之趣、以廻状申触来候、尤改方之儀者御役所内ニ相勤候下役之者夏分に加役ニ申付、右殺生札為相渡川筋時々見廻吟味仕、極月ニ至り右下役右御運上銀等御勘定書差

出候間、相違無御座旨私共兩人奥書印形ニ而差出来候

一右川獵札之義者前々右御支配替之節、御入用ヲ以新札仕立、御支配御役所 ④ (下欄貼紙)

極印ニ而、築・さがり・投網・さで等夫々書訊、年号月日、私共兩人名印仕、古札引上相渡来候 (貼紙) 「投網札式拾五枚、築札拾五枚、さで札拾五枚、さがり札拾五枚」

一三谷村御運上於山内稼方相改候儀、本多肥後守殿領分高所村・中村江鎌苧柴札九拾壺枚、

但 高所村江四拾四枚
中村江四拾七枚 相渡、柴壺荷ニ付御運上銀七厘

宛御定ニ而右両村右人別右札ニ通相添、三谷村口留御番所江致持参置、山内江立入柴苧取出シ、御番所ニ而改ヲ請、通ニ荷数相記通来候、尤十二月右十一月迄壺ヶ年限、極月ニ至り右御番所詰下役右御勘定仕上候ニ付、吟味之上私共兩人奥書印形ニ而差出来候

一右鎌苧柴札之儀者前々右木札仕立村方右為差出人別名前帳面共一同村役人奥書印形ニ而差出来候ニ付、御役所之極印、申請人別名前、私共名印、年号等相認、古札引上相渡来候

一 右川漁・鎌苧柴札共、紛失・焼失等之節者相届、
新札之儀願出候ニ付、吟味之上書付印形取之、
相伺新札仕替渡来候

一 川漁并鎌苧柴御運上之儀者十二月中取立上納仕
来候

一 倉床村富士野分一於御番所ニ駄別分一錢改方之
儀者、步行荷壹荷ニ付八文宛、馬荷壹駄ニ付貳
拾文宛御定ニ而、但州・播州往来之人馬荷品共
委細ニ相記、元帳面者御定之文言ニ而山方御役所
方相渡置候、尤御勘定之儀ハ極月ニ至り右帳面
為差出、山方御役所ニ而清帳面仕立、相違無御
座旨私共兩人奥書印形ニ而元帳面相添御勘定仕
上来候、尤元帳面者御覽之上直ニ御返被成来候

一 右分一錢上納仕来之儀者銀分錢時之相庭^(場)を以引
之相納候儀ニ付、本多肥後守殿領分山崎町ニ而
十二月中之錢相場書取之、銀ニ直シ相納来候

一 右錢相庭^(場)書之儀者本多肥後守殿役人中江極月末
ニ私共方掛合置候得者、翌正月差入ニ錢相場書
取之役人中奥書印形ニ而差出来候、右錢相庭^(場)平
均仕駄別分一錢銀ニ直シ、尤右錢相場書相添上
納仕来候

一 諸運上銀共鳩屋孫次郎方江掛屋申附為相勤来候、
尤掛屋請取方之儀者本途口銀共高二拾五ヲ掛、
内拾一者道中入用箱代ニ引、
㊦ (下欄貼紙)

残四ツを掛改賃ニ仕来候、雜木座運上三月・八
月兩度共聊之銀高二付、遠方別飛仕立相納候而
者引足不申候ニ付、掛屋可仕もの無之候間、前々
より御支配江申立置、上納銀取立次第掛屋江預
ケ置、極月ニ至り一諸ニ鉄山并鉄砂流山御運上
之分も十二月中ニ取立相納候所、近來者山物諸
品共不景氣ニ付、山師一同稼疲及困窮ニ迫も年
内上納ニ者難出来候ニ付、期月前ニ皆濟之積被為
御聞置候様仕度奉存候、依之奉伺候

(貼紙) 「本文拾五掛と申儀者本途壹貫目ニ拾五
匁懸ケ、内拾壹匁ハ道中入用箱代ニ仕、殘四
匁ヲ掛屋世話料掛改賃ニ仕来候」

一 三谷村御運上於山内、須賀村井堰入用材木・柴・
松葉・葛等被下置候儀、往古私領之節方引附ヲ
以、御料所ニ罷成候而も年々無滞被下置来候儀、
先々役之もの方申送り相渡来候

一 右於御山内本多肥後守殿領分五ヶ所用水井堰材
木・柴之儀者右同様引附ヲ以、庄屋共書附地頭

役人中之奥書印形ヲ以書付差出来候、然ル処近年來山内ニ淺木類無御座候様相成候ニ付柴計芻為出候得共、書附ニ者先規之通材木員數、勿論其段斷書仕願書差出候間、御伺申上當時者柴計相渡來候

一 銀・銅・鉛山稼之儀者先前方山方御役所^①附取計來候所、抄々敷盛山も不仕中絶仕候、然ル処八十九ヶ年以前宝曆十辰年、生野御代官齋藤新八郎殿御支配之節、所々見立相願候ニ付、取計仕來之趣相伺候処、御勘定所江御伺ニ相成、生野銀山同様御取計御下知相濟候趣、齋藤新八郎殿方被仰渡、断山間堀^(堀)相願候得者見分之上御伺申上間歩役銀取立上納仕候処、盛山も不仕稼当ニ不引合中絶仕候、尚又五拾五ヶ年以前稻垣藤四郎殿御支配之節、先格仕來ヲ以委細申上候所、則其段御勘定所江御伺御下知濟之趣者、生野銀山役人と須賀村鉄山役人為立会見分為致試堀^(堀)、平日取計方之儀者鉄山役人江致教諭^(力)、尚取計間歩役等も鉄山役所江取立、御役所諸納之内江籠可被相納之御下知濟之趣、則其節御写被成御渡候間、断山相願候節者生野直入役人中立会見分

仕取計等見届置、間歩役銀者山方御役所江取立、私共方納目錄ヲ以上納、諸運上一同皆濟御勘定仕上候様仕度奉伺候

一 百姓持林方板・材木・炭薪等之品々稼出度旨願出候節者、御運上物ニ不相障紛敷無之品者吟味之上勝手次第可稼出旨申渡、則其段員數差紙相認口留御番所江差遣來候

一 五ヶ所口留御番所内私領村々方之分者地頭役人中方何村何々品稼出度段断書差出候間、右持林同様口留御番所江差紙遣來候

一 御運上於山内ニ不埒成稼等致候歟、又者焼畑・芻畑等之御法度相背候者有之申出候節者、早速私共之内壱人罷越、見分吟味之上繩・手鎖等申附候儀も御座候

一 鉄山并鉄砂於流場所ニ怪我人亦者變死等有之注進仕候得者、早速其段御届申上候、尤遠方御支配ニ而者御下知ヲ不相待直ニ私共之内壱人罷越、吟味之上口書取之仮埋ニ仕置差出来候、尤怪敷儀と歟村内差障等不容易成儀ニ相聞候得者、其段御届申上御役人中立会吟味仕候儀も御座候

一 就御用御支配御役所江罷出候節者、往來人足賃

并逗留中賄、蠟燭代、昼遣等郡中割ニ相建來候、
尤不時之御用ニ付遠方江罷出候節者御用之品ニ寄
委^(細力)紬相伺來候

一山方御役所并役人居小屋、其外口留御番所、富
土野分一御番所、御制札場等破損之節者、前々
者御入用を以御修^①覆被仰付來候処、九拾弍ヶ
年以前榊原式部大輔殿御預所之節、享保二十一
辰年方諸国御陣屋共郡中割ニ被仰付候段被仰渡、
其節方郡中割ニ仕來候

一山方御役所用達之儀須賀村鳩屋孫次郎江前々方
為相勤來候、尤右為世話料郡中方銀三拾目宛入
用割ニ相立來候

一出石横渡舟造作并渡守給銀等諸入用之分者、本
多肥後守殿領分と二ツ割ニ而、山方入用之内江
一^緒ニ籠郡中掛ニ割賦仕來候

一右横渡舟始之儀者、往古者出石ニ横渡船無御座
候所、百七拾ヶ年以前延宝七末年、完粟郡一同
八拾三ヶ村此高弍万石余御料所ニ罷成、服部六
左衛門殿御代官所之節方須賀村之内東出石と申
処ニ御陣屋相建、御住居御支配御座候而、其節
方山崎領分と申合横渡舟仕立申候、依之右諸入

用二ツ割ニ仕、舟頭も東西方一日替りニ一人宛
罷出相勤來候ニ付、山方入用割ニ籠郡中割ニ仕
來申候、然ル処右八十三ヶ村之内段々私領渡ニ
罷成、漸四拾四ヶ村此高壹万八百八拾九石壹斗八
升四合ニ去ル文政十二丑年迄割賦仕候所、同十
一子年七月中、松平遠江守殿領分完粟郡之内ニ
而甘壱ヶ村上知ニ相成、小堀主税殿御代官所ニ御
請取被成候ニ付、去ル明和五年四月中、松平遠
江守殿江御引渡ニ相成候迄山分^(マ)一式者山方御役
所附ニ而取計來候ニ付、御料所ニ相戻ル上者山方
一式先規之通御料並ニ取計度段小堀主税殿江相
伺候処、則御勘定所江御伺ニ相成候而先規之通
山方一式須賀村山方御役所ニ而取計候様御下知
相濟候ニ付、去ル文政十三寅年六月廿八日、則
小堀主税殿方御料並御下知濟御証文写書類御引
渡ニ相成候、右上知村々山方御役所附ニ相成候
上者山方諸入用も先年請來候村方ニ付、小堀主
税殿手代中江掛合置候処、最寄替ニ而右弍拾壹
ヶ村も辻富次郎殿江同年十二月中御引渡、右割
賦帳面も其儘引送りニ相成、則辻富次郎殿於御
役所ニ御取調御座候処、先年割賦請來之村方別

帳面ニ惣代・庄屋印形御座候ニ付、山方諸入用致出銀候様被仰付、依之貳拾壹ヶ村此高六千八百九石貳斗貳升貳合、右四拾四ヶ村高壹万八百拾九石壹斗八升四合、合壹万六千九百九拾八石四斗六合ニ当時割賦仕候、尤外私領江渡候村方も右渡舟往来仕候得共入用者差出不申候

一山方御役所ニ而年分御用方ニ相用候筆、墨、紙代銀者御支配御役所方被成御渡請取来候

一山方御用向并外御用向被仰付郡中江出役仕候節者、止宿、賄、木錢、米代等右同様御役所方請取来候

一私共并下役、中間宗門之儀者先前方子・午兩年御改ニ而且那寺手形相添差出来候、以来も先格之通被仰付可被下候

一五ヶ所口留御番所ニ相詰候下役共、先年者五ヶ年、拾ヶ年宛ニ而御取締宜連、場所替被仰付来候由ニ而、正徳五末年増井弥五左衛門殿御代官所之節被仰付、其後榊原式部大輔殿御預所之節九ヶ年目享保八卯年十月ニ被仰付、夫方五ヶ年之内御代官所ニ御座候所、纔半年又者壹兩年ニ而御支配替ニ御座候ニ付、場所替被仰付候間も無

御座、尤延享二丑年方森対馬守殿御預所ニ相成五拾ヶ年余も御支配有之候得共、場所替之儀先々役之もの方申立候得共何之御沙汰も無之、尚又其後稻垣藤四郎殿、岩佐郷藏殿、布施孫三郎殿、恩田新八郎殿、嶋田帶刀殿、山田仁右衛門殿、大草太郎右馬殿・簗笠之助殿兩御代官当分立会御預所御支配、松平右近將監殿御預、辻富次郎殿、添田一郎次殿、池田岩之丞殿、竹垣三右衛門殿御支配、右相替候度毎々前断之趣申上候得共何之御沙汰も無御座候、是迄年久敷右場所ニ相勤、不取締之儀も無御座候得共、先前方場所替被仰付来候儀ニ付此段申上候、以来之儀者可然様奉伺候

東安積村口留

御番所詰

渋谷兵左衛門

三谷村口留

御番所詰

岩間市郎太夫

中ノ村口留

御番所詰

中瀬作之助

皆河村口留

御番所詰

新免平右衛門

須賀村口留

御番所詰

進藤岡右衛門

一右五ヶ所口留御番所ニ耆人宛相詰候、尤諸荷物多混雜仕候節、拔荷等為防之添番者東安積村・中ノ村ニ中間耆人宛被仰付置候

須賀村

御役所附中間

十 助

東安積村

御番所付中間

八 兵衛

中ノ村

御番所付中間

七 兵衛

一山方御役所附山守拾四人有之、御給米六斗弍升宛銘々江被下置、御運上山内為御取締山内ヶ所多村方ニ耆人宛百姓之内ニ而正直成もの見立、山守役申付為相勤来候、諸荷物稼方猥成儀無之様村内之ものハ不及申、他領他村ハ若尾越ニ盜木ニ立入候もの并野火燃込候節者、村人足相連早速欠付為相防即刻届出、別而山内時々可相廻旨申付大切ニ為相勤来候

須賀村御山守

十 助

中ノ村御山守

半 七

皆河村御山守

九郎右衛門

同村関御山守

勘左衛門

三谷村御山守

平次兵衛

福知村御山守

文 藏

河原田村御山守

九郎左衛門

公文村御山守

松 五郎

倉床村御山守

庄 兵衛

草木村御山守

忠左衛門

野尻村御山守

平次郎

原村御山守

九 兵 衛

引原村御山守

又右衛門

黒原村御山守

太 兵 衛

〆拾四人

一 私共及老年ニ又者病身ニ而退役願之儀者、私共相
互ニ奥書印形ニ而願之通相違無御座候ニ付、願之
通被為仰付度段一同奉願旨相認差出来候、尤御
勘定所江御伺之上跡役之儀も被 仰付来候
一口留御番所詰下役之もの共儀者退役願差出候得
者私共奥書印形ニ而御伺差出来候

一 完栗郡村々御料所之分者(縦力)仮何ヶ所ニ御支配相分
候共、山方御役所①附御用向之儀者須賀村御支
配之御代官ニ而御支配被成来候、既ニ百三ヶ年
以前延享元子年十一月、渡辺民部殿右青木次郎
九郎殿・角倉与一殿・小堀十左衛門殿三御代官
所ニ相訳候節も、須賀村御支配青木次郎九郎殿
ニ而山方御役所御用向之儀者御支配御座候、其後
も度々御支配相分候得共先規之通り御支配御座

候、尚又八拾九ヶ年以前宝曆十辰年、完栗郡七
拾四ヶ村斎藤新八郎殿御代官所之内三拾ヶ村、
志村新左衛門殿江相渡候節、鉄山并雜木座稼之
村々御座候ニ付、先規之姿ヲ以御勘定所江御伺
御座候処、御伺之通須賀村御支配斎藤新八郎殿
ニ而山方御役所附一式御用向之儀御支配被仰出
候、渡辺民部殿御伺御下知濟御証文写、斎藤新
八郎殿御伺御下知濟御証文写被成御渡請取罷在
候、尚又六ヶ年以前天保十五辰年、完栗郡六拾
五ヶ村竹垣三右衛門殿御代官所之内、四拾壹ヶ
村大草太郎左衛門殿江相渡候節、鉄山并雜木座
之村々御座候ニ付、先規之通引格ヲ以御勘定所
江御伺御座候所、御伺之通須賀村御支配竹垣三
右衛門殿ニ而、山方御役所附一式御用向之儀、
不及掛合御支配被仰出、竹垣三右衛門殿御伺御
下知濟御証文写被成御渡請取罷在候

一 松平遠江守殿領分六①栗郡之内ニ而式拾壹ヶ村、
去ル文政十一子年七月、上知ニ相成小堀主税殿
御代官所ニ御請取被成、然ル所森対馬守殿御預
所之内右式拾壹ヶ村、去ル明和五年四月、松平
遠江守殿江私領渡ニ相成候迄、鉄山附村々ニ而山

方一式須賀村山方御役所ニ而致御取べり、年々

諸運上取立上納仕来候ニ付、上知ニ相成御料所

ニ相戻ル上者、先規之通山方一式之儀者山方御

役所ニ而取締候様被仰付度段、尚延享元子年渡

辺民部殿御伺、宝曆十辰年齋藤新八郎殿御支配

之節兩御代官、山方一式御取計方御伺御下知濟

御証文写被成御渡御座候ニ付、先規之姿ヲ以松

平右近將監殿御預所御役所江申立候処、小堀主

税殿御役所江掛合有之候所、則御勘定所江御料

並取計御伺御座候処、先規仕来之通須賀村山方

御役所ニ而山方一式取計諸運上取立、須賀村御

支配松平右近將監殿御預所御役所江致上納候様

御伺之通御下知相濟、則御証文写書類一同小堀

主税殿方御引渡ニ相成請取、先規之通運上銀取

立御取締仕罷在候

一 鉄山師三人并用達孫次郎儀者先前方御代官様江

御目通被 仰付来候ものニ而、御支配御役所江

罷出候節者袴・帶釵御免之ものニ御座候

右之通前々方相勤来候ニ付覚書ヲ以奉入御覽候、

其外御用向之儀者御差函次第是迄相勤来候、向

後之儀者可然様御下知可被下候、以上

嘉永弍酉年二月

小針忠太左衛門[㊦]

杉尾慎一郎[㊧]

前書伺之趣令承知候、山方諸運上銀懸屋者仕来

之通鳩屋孫次郎江申付、須賀村并山崎領五ヶ所

井堰入用材木・柴・松・葛等相渡候儀者、其度々

取調申聞候上取計、其方共御用ニ付出役入用者

勿論都而郡中割ニ而仕来候、入用向者可成丈相減

候様心懸、其品巨細ニ相認差出、改請可申、尤

修覆等銀高之儀者入用積いたし差出、其時々差

函請可申候、且御運上山内ニおゐて不埒のもの

有之、難捨置候ハ、仕宜ニ寄手鎖等も申付置、

其段早々可申聞、右御運上山内并鉄山・鉄砂稼

場所ニ而異変之儀出来之段注進申出候ハ、始

末委細申越、差函請可被取計候、其外之儀者都

而前々之通相心得入念可被相勤候、以上

酉二月 川金吾助[㊨]